

令和6年度

ご案内

和歌山県修学奨励金（奨学金）奨学生の皆さんへ

この案内は、前年度に和歌山県修学奨励金（奨学金）の貸与決定を受けている方で、最初の貸与決定から令和6年度も標準修業年限以内に当たる方に配布しています。中身をよく確認し、期限内に所定の手続きを行ってください。

提出期限：令和6年4月25日（木）

奨学金の貸与を継続して申請する場合・・・1～7頁

奨学金の貸与を辞退する場合・・・・・・・・・・8～10頁

いずれかの手続き
をしてください。

※注意

和歌山県修学奨励金（奨学金）は、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的としています。継続申請をしても、教育長が修学状況にない（休学等の正規の手続きを経ずに出席（出校）日数が皆無または極めて少ない等）と判断した場合や、以下の貸与対象者の要件を満たしていない場合、継続して貸与を受けることはできません。

《貸与対象者》

- （1）高等学校等に在学していること。
- （2）本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- （3）世帯全員の年間収入額（税込）が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。
- （4）独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金並びに生活福祉資金貸付金の教育支援費（いずれも月額貸与）の貸与を受けていないこと。

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

奨学金の貸与を継続して申請する場合

前年度に引き続き令和6年度も奨学金の貸与を希望する方は、
下記①～⑦の書類（⑤・⑥・⑦は該当者のみ）を提出してください。

提出書類

◎令和6年4月1日以降に申請してください。

① 貸与継続申請書…記入例2（5～6頁）参照

② 住民票（原本）（原則マイナンバーなし）

本人及び本人と生計を同一にする**世帯全員のもの**

※「世帯全員」という記載があり、続柄等が省略されておらず、申請日の3か月以内に発行されたもの

※次の「③収入（所得）を証明するもの」でマイナンバーを確認できる書類を提出し、番号確認書類として住民票を使用する場合のみマイナンバーを記載してください。

③ 収入（所得）を証明するもの

本人と生計を同一にする**世帯全員のもの**

（本人を含め就学者及び乳幼児は提出不要です。）

詳細は2頁をご覧ください。

④ 提出書類等チェック表

提出書類に誤りがないか、チェック表に沿って確認してください。

⑤ 障害者手帳等(障害年金の場合は、受給のわかる年金証書)の写し 《障害のある人がいる場合》

⑥ 賃貸契約書の写し 《家賃を支払っている方がいる場合》

賃貸契約書等で家賃（共益費や駐車場代等を除く）の支払金額、契約者、建物の所在地、契約期間（令和5年1月～12月分）等が確認できるもの（領収書や預金通帳のコピーは不可）を添付してください。

なお、住宅ローンの支払いは対象となりません。

⑦ 在学証明書

県外の学校（奈良県立十津川高校・智辯学園高校・近畿大学工業高等専門学校を除く）に在学する場合

1頁の③「収入（所得）を証明するもの」については、源泉徴収票や確定申告書等の公的書類かマイナンバーを確認できる書類のいずれかを提出してください。

<公的書類>

○給与所得者：源泉徴収票

…中途就・退職欄に日付の記載がないもの。手書きの場合、支払者の押印が必要。

○給与所得者以外：確定申告書（控）

…電子申告の場合、受付番号の印字が必要。手書き申告の場合、税務署等の受付印が必要。

※いずれも令和5年分のもの（写し可）

上記の書類がない方（所得のない方等）または上記の書類が不十分な方は、

○市町村発行の所得（課税）証明書

…所得金額が数字で記載されているもの

○市町村発行の非課税証明書

…収入年額（0円等）の記載のある

※いずれも申請時点で最新のもの（写し可）

のいずれかを提出してください。

また、老齢年金を受給されている方は、以下のいずれかを提出してください。（写し可）

○公的年金等の源泉徴収票

○確定申告書（控）

○市町村発行の所得証明書

ただし、今年、高等学校等を卒業したため、収入（所得）を証明するものの発行が困難な非就学者が同一生計の世帯にいる場合は、高等学校等の卒業証明書（原本）を提出してください。

なお、障害年金、遺族年金、児童扶養手当等の非課税の収入については、書類の提出は不要です。

<マイナンバーを確認できる書類>

(1) 同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙…記入例1（3頁）参照

(2) 番号確認書類の写し

…マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票

(3) 本人（実存）確認書類の写し

…マイナンバーカード（表面）等（記入例2（4頁）にて確認してください。）

(1)～(3)のすべてを提出してください。

番号確認書類に通知カードは原則使用できません。

ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更がない場合等使用できる場合もあります。

詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。

※提出する書類によって確認できる収入は以下のとおりです。

- ・所得（課税）証明書、マイナンバー : 令和4年1月～12月分
- ・源泉徴収票、確定申告書 : 令和5年1月～12月分

記入例1（同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙

※「収入（所得）を証明するもの」としてマイナンバーを提出する際に必要な書類です。

令和6年4月1日～25日の
日付を記入してください。

別記第4号様式(第5条関係)

(表面)

令和6年 4月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード（写）等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	修学 健太		(学校名： 紀州高等学校)												
同意者	申請者との続柄	父	生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日											
	ふりがな	しゅうがく たろう													
	氏名	修学 太郎													
	個人番号	1	2	3	4	—	5	6	7	8	—	9	0	1	2
	住所	和歌山市小松原通1-1													
同意者	申請者との続柄	母	生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日											
	ふりがな	しゅうがく はなこ													
	氏名	修学 花子													
	個人番号	5	6	7	8	—	9	0	1	2	—	3	4	5	6
	住所	和歌山市小松原通1-1													
同意者	申請者との続柄	姉	生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日											
	ふりがな	しゅうがく まりな													
	氏名	修学 まりな													
	個人番号	9	0	1	2	—	3	4	5	6	—	7	8	9	0
	住所	和歌山市小松原通1-1													
同意者	申請者との続柄	祖母	生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日											
	ふりがな	しゅうがく とめ													
	氏名	修学 トメ													
	個人番号	3	4	5	6	—	7	8	9	0	—	1	2	3	4
	住所	和歌山市小松原通1-1													

備考

1 同意者（所得がある者に限る。）本人が記載してください。

○同意者それぞれが自署してください。
（氏名以外の住所等も自分で記入してください。）

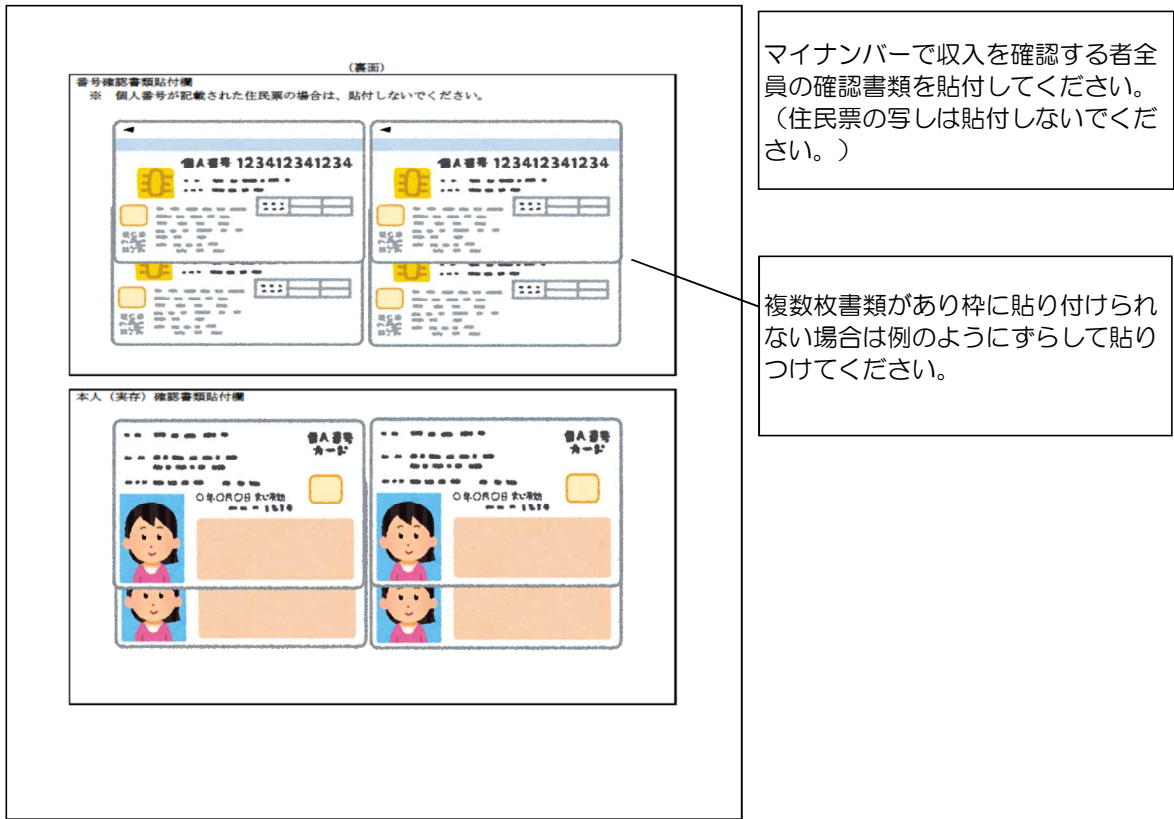
○各同意者が同じ住所であっても記入してください。
（『同上』『//』等は不可）

○住所は**令和5年1月1日時点**の住所を記入してください。
（令和5年1月1日以降引っ越ししている場合はご注意ください。）

(3) 個人番号が記載された住民票

4 運転免許証、旅券等「本人（実存）確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

記入例1（同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙（裏））



マイナンバーで収入を確認する者全員の確認書類を貼付してください。（住民票の写しは貼付しないでください。）

複数枚書類があり枠に貼り付けられない場合は例のようにずらして貼りつけてください。

マイナンバーを提出する際の確認書類は以下のとおりとなります。
以下の例に記載されていない書類で確認書類として使用したい場合は生涯学習課へお問い合わせください。

<p>番号確認書類 以下の書類から1点提出してください。</p>	<p>本人（実存）確認書類 以下の書類から1点提出してください。 ※3</p>
<p>マイナンバーカード（裏面） 住民票の写し（個人番号記載あり） ※1 通知カード ※2</p>	<p>マイナンバーカード（表面） 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書</p>

- ※1 番号確認書類として住民票の写し（個人番号記載あり）を提出する場合は、同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙に貼り付けずそのまま提出してください。
- ※2 通知カードは記載されている内容（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等）が住民票と相違ない場合に限り使用できます。
- ※3 本人（実存）確認書類について、例の書類を提出できない場合は、以下の書類を2点提出することで代わりとすることができます。

○公的医療保険の被保険者証	○年金手帳
○特別児童扶養手当証書	○児童扶養手当証書

記入例2（貸与継続申請書）

① 令和6年4月1日～25日の日付を記入してください。

② 申請者本人の氏名・住所等は必ず本人が記入・押印してください。

③ 自宅外通学で下宿等をしている場合は、現住所（下宿等）と住民票に記載の住所（実家等）を二段書きしてください。

④ 連帯保証人

前回申請時と同じ人（親権者・後見人）にしてください。
氏名・住所等は必ず自署・押印してください。
住所等について、「同上」「〃」等は不可です。

⑤ 「同一生計の家族」欄

○「就学者を除く家族」は申請者本人と生計を一にする家族のうち、申請者本人及び就学者を除く者全員を記入してください。
※「就学者」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者です。
(注) 乳幼児、専修学校の一般課程及び各種学校（予備校）など上記以外の学校に在学している者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
○「年齢」は申請日現在で記入してください。

⑥ 「所得の種類」は次の区分に応じて記入してください。

所得の種類	内容	主な職業
給与	官公庁、民間の会社、商店、病院、学校等に勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者	事務員、教員、工員、技師、警察官、運転手、販売員等
商・工業個人経営	商品の製造、加工、販売、サービスを提供する事業主	商店、工場経営、保険代理店、大工、理髪店、アパート経営、個人タクシー等
農・林・水産業	農業・林業・水産業に主として従事し、所得の大半を得ている者	農業、果樹、園芸、畜産、漁業、水産養殖業等
自由業	専門の技能、知識を内容とする仕事に従事する者	弁護士、公認会計士、税理士、画家、開業医、保険等外交員、生花、ピアノ教師等
その他	上記以外の者	職業スポーツ家、芸能人、内職者等
無職	職業のない者	失業者、年金・恩給・生活扶助受給者、家事手伝い等

※「自由業」には「給与所得」に該当する者は含まれません。
※同一人で2種類以上の所得があるときは、すべて記入してください。

⑦ 収入年額

「就学者を除く家族」全員の令和5年1月～12月の年間の収入金額を下の表に従い記入してください(※市町村発行の所得証明書については、令和4年1月～12月)。

給与所得	給与所得以外（老齢年金は下の注5参照）
源泉徴収票「支払金額」又は市町村発行の所得証明書の「給与収入額」	確定申告書（控）の「所得金額」又は市町村発行の所得証明書の「所得金額」を6頁右下の《収入年額計算表》の内の該当する「収入年額計算式」にあてはめて計算した金額

- 注) 1 「給与所得」と「給与所得以外」の収入のある人は、それぞれの収入年額を記入してください。(例 兼業農家等)
2 同一人で2種類以上「給与所得」がある場合は、それぞれの「支払金額」又は「給与収入額」を合計した額を記入してください。
3 同一人で2種類以上の「給与所得以外」の所得がある場合は、合計した所得金額を《収入年額計算表》にあてはめて計算した金額と、確定申告書に記載の当該所得の収入金額等の合計した額とを比較し、小さい方の額を記入してください。
4 「給与所得以外」の金額を《収入年額計算表》にあてはめて算出した金額がマイナスになる場合は、収入年額は「0」とみなしてください。
5 老齢年金受給分は支払金額(収入金額・受給額)をそのまま記入してください。《収入年額計算表》にあてはめて計算する必要はありません。

⑧ 奨学金の貸与を受けていた期間

これまで貸与を受けていた期間を記入してください。

⑨ 奨学金の貸与を継続して受けようとする期間

令和6年4月から1年以内で記入してください。

- ◎ペン又はボールペンを使用してください。(消しゴム等で消えるものは不可)
- ◎訂正する場合は、二重線を引き、記入者の印鑑にて訂正印を押してください。修正液等は使用しないでください。

別記第5号様式（第5条関係）

貸与継続申請書

和歌山県教育委員会教育長 様 ① 令和6年4月00日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、前年度に引き続き奨学金の貸与を継続して受けたいので、和歌山県奨学金貸与条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。

② 申請者氏名 **修学 健太** 印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号 _____ ※ 太線枠内のみ御記入ください。

学校名 **和歌山県立 紀州高等** 全日制 定時制 普通科 2年A組
フリガナ **シユウガク ケンタ** (〒640-8585) 住所 **和歌山市小松原通1-1** ③
申請者氏名(自署) **修学 健太** 住所 **和歌山市小松原通1-1** ③
生年月日 **平成00年0月0日生** TEL **073-441-3728**

フリガナ **シユウガク タロウ** (〒640-8585) 住所 **和歌山市小松原通1-1**
連帯保証人氏名(自署・押印) **修学 太郎** 住所 **和歌山市小松原通1-1**
生年月日 **昭和00年0月0日生** ⑥ TEL **073-441-3728** 携帯電話 **090-xxxx-xxxx**

所得の種類	氏名	年齢	所得の種類	収入年額(税込)	給与所得以外収入年額(税込)
父	修学 太郎	44	商業	円	5,550,000 円
母	修学 花子	44	給与	800,000 円	円
姉	修学 まりむ	21	給与	600,000 円	円
祖母	修学 トメ	75	年金	円	600,000 円
計			A	1,400,000 円	B 6,150,000 円
合計金額	[給与所得+給与所得以外]		A+B	7,550,000 円	

申請者(就学者を除く) 弟 **修学 健次** 13 紀の国支援学校中等部 2年

- (1) 世帯員に障害のある人がいる場合 続柄(弟)氏名(修学 健次)等級(1級 身体障害者手帳)
- (2) 借家等の家賃を支払っている場合 (月額; **75,000**) 円
- (3) 母子家庭又は父子家庭の場合 母子家庭・父子家庭(いずれかを○で囲んでください。)

奨学金の貸与を受けていた期間 ⑪ 令和00年4月から 令和6年3月まで

奨学金の貸与を継続して受けようとする期間 ⑫ 令和6年4月から 令和7年3月まで

他の奨学金等の貸与又は給付の有無 (無) ・ 有 (種類・名称)

上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。

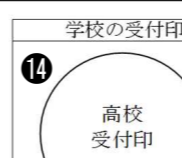
(親権者(両親のいずれかがいないときには1人)本人が、自署・押印してください。)

⑬ 親権者氏名 **修学 太郎** 続柄 **父**

親権者氏名 **修学 花子** 続柄 **母**

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____



⑧ 源泉徴収票の場合

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

和歌山県和歌山市 小松原通1-1 修学 花子

給与・賞与 800,000 円

控除対象扶養親族の数 特定 1人 扶養親族の種類 老人 1人 16歳未満扶養親族の数 0人 障害者の数 特別 0人 非居住者である親族の数 0人

⑨ 市町村発行の所得証明書の場合

※所得証明書の様式は、各市町村により異なります。

令和5年度 市県民税 課税所得証明書

納税義務者 住所 **和歌山市小松原通1-1** 氏名 **修学 まりむ** 課税年度 **平成00年0月0日**

(1) 所得 令和3年分合計所得 150,000 円

(2) 控除 控除額合計 450,000 円

給与収入額 600,000 円 社会保険料 120,000 円

公的年金等収入額 円 基礎 330,000 円

給与所得 150,000 円 (以下余白) 円

(3) 課税標準額 課税総所得金額 0 円

⑩ 確定申告書の写しの場合

紀北 税務署長 令和5年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 **和歌山市小松原通1-1** フリガナ **シユウガク ケンタ** 氏名 **修学 太郎**

職業 **学生** 世帯主の氏名 **修学 太郎** 本人

収入年額等 事業等 ① 0 円

所得等 事業等 ① 0 円

《収入年額計算表》

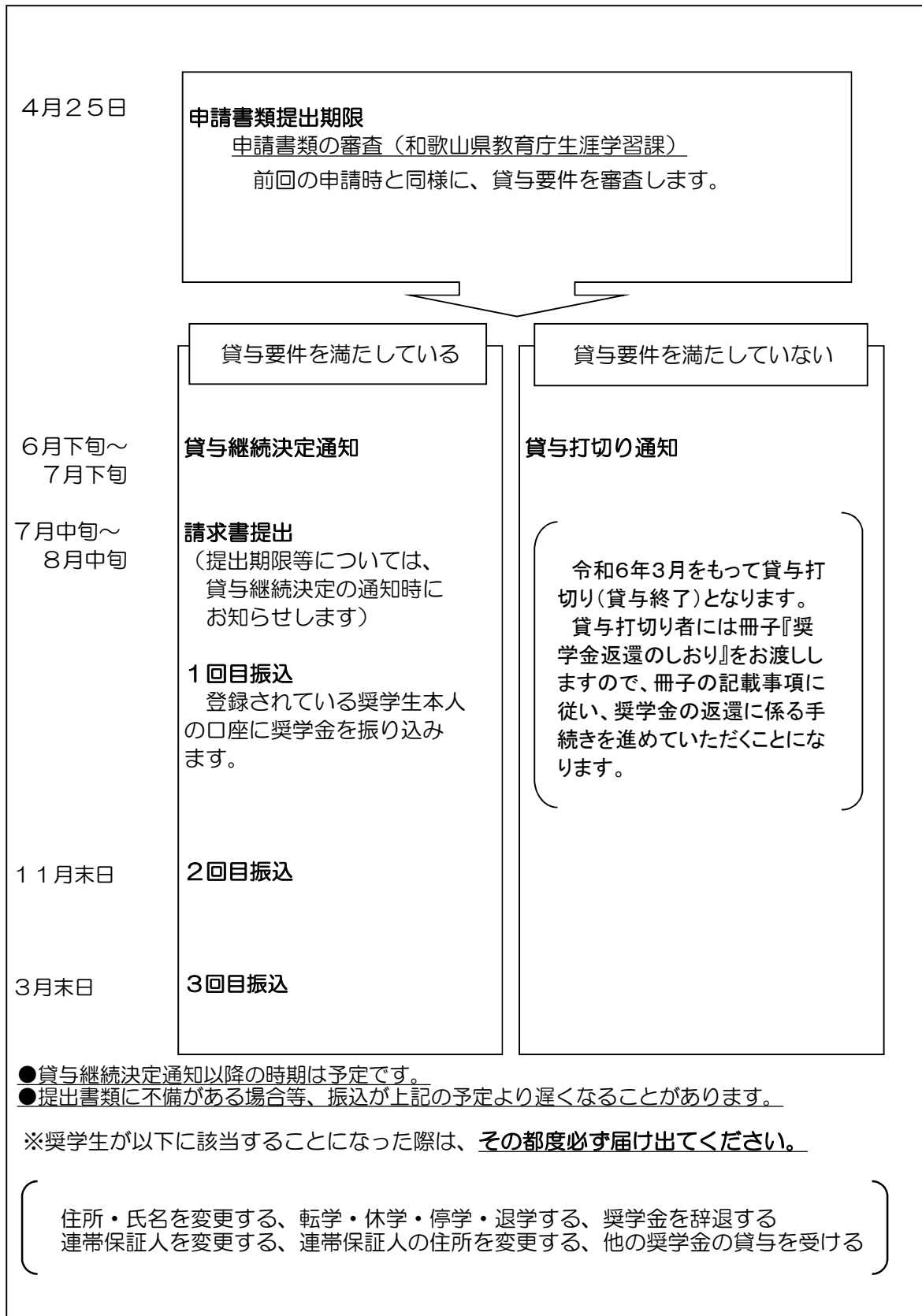
確定申告書等の所得金額	収入年額計算式(税込)
976,800 円	所得金額+550,000円
1,080,000 円	(所得金額-100,000円)÷0.6
2,340,000 円	(所得金額+80,000円)÷0.7
4,740,000 円	(所得金額+440,000円)÷0.8
7,799,999 円	(所得金額+1,100,000円)÷0.9

注) 1 上記計算式に基づき計算した後の金額が、収入金額以上の場合は、収入金額を収入年額とします。
2 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨ててください。

⑮ 親権者本人(2名いる場合は2名とも)が、必ず自署・押印してください。(印鑑はそれぞれ別のものを使用してください。)

⑭ 在学している高等学校等で押印してもらってください。(県内の学校・奈良県立十津川高校・智辯学園高校・近畿大学工業高等専門学校のみ)

申請から貸与まで



奨学金の貸与を辞退する場合

令和6年度からの奨学金の貸与を辞退する方は、在学する学校（奈良県立十津川高校・智辯学園高校・近畿大学工業高等専門学校を除く県外校の方は和歌山県教育庁生涯学習課）から冊子『奨学金返還のしおり』を受け取り、冊子の記載事項に従って奨学金の返還に係る手続きを進めていただくことになります。

その際、下記①～④の書類（④は希望者のみ）を提出してください。

提出書類

① 辞退届（記入例3（9頁）参照）

- ・ 辞退年月日は**令和6年4月1日**としてください。

② 奨学金借用証書・返還誓約書（記入例4（10頁）参照）

- ・ 連帯保証人は貸与申請時と同じ人にしてください。連帯保証人を変更する場合は「連帯保証人変更届」を併せて提出してください（「連帯保証人変更届」は『奨学金返還のしおり』19, 20頁参照）。
- ・ **借用金額欄は訂正できません**ので、金額を誤って記入した場合は再度書類を作成してください。その他の箇所の訂正は、二重線を引いて訂正印を押し、空いているところに正しく記入してください。
- ・ 親権者欄は、本人が未成年者の場合は必ず自署・押印してください（親権者が2名の場合は2名とも自署・押印が必要です）。

③ 返還計画書（記入例5（10頁）参照）

- ・ 『奨学金返還のしおり』5～7頁を参考に返還計画を立ててください（不明な場合はお問い合わせください）。

④ 返還猶予申請書 《返還猶予を希望する場合》

記入例・・・『奨学金返還のしおり』30頁参照

- ・ 添付書類として、学校の在学証明書（発行日：令和6年4月以降）が必要です。
- ・ 返還猶予を希望しない方は**令和6年10月から返還開始となります**。

※②・③の書類の右上の日付は**令和6年3月31日**としてください。

②～④の様式と詳細な記入例は『奨学金返還のしおり』にあります。

各種書類について、申請者や連帯保証人本人が自分で記入しなければならない箇所がありますので、必ず自署をしてください。また、押印する箇所については、それぞれの印鑑を押してください。

提出期限

令和6年4月25日（木）

提出先

在学する学校の奨学金事務担当者

（ただし、県外の学校（奈良県立十津川高校・智辯学園高校・近畿大学工業高等専門学校を除く）の在校生は、和歌山県教育庁生涯学習課に直接提出してください（郵送可）。）

貸与終了から返還まで

4月25日 貸与辞退に伴う書類の提出期限

9月上旬 返還開始通知
返還猶予決定通知

返還猶予の対象期間は高等学校等の在学中となります。大学等に進学する場合は進学後に返還猶予を申請する必要があります。その他、詳しくは『奨学金返還のしおり』で確認してください。

10月～ 返還開始（原則、毎月27日に奨学生本人の登録口座から引落し）

※返還猶予決定を受けた奨学生は、返還猶予期間満了後6ヶ月を経過してから返還が開始します。

記入例3（辞退届）

別記第16号様式（第11条関係）

辞 退 届

令和6年4月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇	連帯保証人 (保護者等)	(〒640-8585)
本人住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1	住 所	和歌山市小松原通1-1
氏 名	修学 健太	氏 名	修学 太郎

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

記

1 氏 名 修学 健太

2 学 校 名 (及び学年) 紀州高等学校 第2学年

3 辞退年月日 令和6年4月1日

4 辞退理由 家庭の経済事情が安定したため

奨学生本人が自署してください。

連帯保証人は貸与申請時と同じ人が自署してください。

令和6年4月1日と記入してください。

和歌山県教育庁生涯学習局
生涯学習課 奨学班

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

TEL: (073) 441-3663

FAX: (073) 441-3724